

議 案 第 28 号 説 明 資 料

令和6年6月4日

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

資 料

改正概要	1
改正内容	1
参考資料	2
新旧対照表	3～5

子育て支援課

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

1 改正概要

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業A型、B型、C型、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

具体的な内容については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）を踏まえ、規定しています。

令和6年3月13日付で、3歳児及び4・5歳児の保育士及び保育従事者の配置基準について国基準が改正されたことに伴い、規定の改正を行います。

2 改正内容

(1) 配置基準の改正

より安心して子どもを預けられる幼児教育・保育の体制整備を図るため、3歳児及び4・5歳児の保育士及び保育従事者の配置基準の改正を行います。

		現 行	改 正
1人が受け持てる 人数	0歳児	3人	改正なし
	1歳児	6人	改正なし
	2歳児		
	3歳児	20人	15人
	4歳児	30人	25人
	5歳児		

※ 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の配置基準を適用しないという経過措置規定あり。

(2) 施行日

公布の日から施行します。

3 参考資料

家庭的保育事業等は、次の4つの事業を指します。

事業	概要	利用定員	町内設置
① 家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅等で保育	1～5人	—
② 小規模保育事業	A型：保育所分園に近い類型 (保育従事者全員が保育士)	6～19人	もあな こびとのこや
	B型：A型とC型の間間的な類型 (保育従事者の1/2以上が保育士)	6～19人	—
	C型：家庭的保育事業に近い類型	6～10人	—
③ 居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅で保育	—	—
④ 事業所内保育事業	企業が事業所内等にて保育	保育所型：20人以上 小規模型：19人以下	—

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
目次 省略 第 1 章・第 2 章 省略 第 3 章 小規模保育事業 第 1 節 省略 第 2 節 小規模保育事業 A 型 第29条 省略 (職員) 第30条 省略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1)・(2) 省略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき 1 人 (法第 6 条の 3 第10項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき 1 人 3 省略 第31条 省略 第 3 節 小規模保育事業 B 型 (職員) 第32条 省略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 省略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき 1 人 (法第 6 条の 3 第10項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)	目次 省略 第 1 章・第 2 章 省略 第 3 章 小規模保育事業 第 1 節 省略 第 2 節 小規模保育事業 A 型 第29条 省略 (職員) 第30条 省略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1)・(2) 省略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき 1 人 (法第 6 条の 3 第10項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき 1 人 3 省略 第31条 省略 第 3 節 小規模保育事業 B 型 (職員) 第32条 省略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 省略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき 1 人 (法第 6 条の 3 第10項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

改正案	現行
(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 省略 第33条 省略 第4節 省略 第4章 省略 第5章 事業所内保育事業 第43条・第44条 省略 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第45条 省略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)・(2) 省略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 省略 第46条・第47条 省略 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第48条 省略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 省略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)	(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 省略 第33条 省略 第4節 省略 第4章 省略 第5章 事業所内保育事業 第43条・第44条 省略 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第45条 省略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)・(2) 省略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 省略 第46条・第47条 省略 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第48条 省略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 省略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

改正案	現行
(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 省略 第49条 省略 第6章 省略 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項、第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項、第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 省略 第49条 省略 第6章 省略